

政府調達の自主的措置に関するご意見・ご要望への回答

●調達案件のホームページ掲載について、検索の使い勝手が悪く、目的の案件を探すのに手間がかかるので改善していただきたい。

(政府回答)

ご指摘のようなご意見を踏まえ、これまでも、各府省におきましては、ホームページのレイアウト変更を行うなど、国民の皆様に分かり易い政府調達の情報提供を図ってきました。今後においても引き続き、利便性の高いホームページの構築、情報提供を推進してまいります。

なお、調達案件についてご不明な点がございましたら、各府省窓口までお気軽にお問い合わせ下さい。

●調達に参加するかどうかを見極めるためには、十分な応札期間及び各府省からの情報提供が必要である。

(政府回答)

政府調達協定等の規定により10万SDR(平成20年4月1日から平成22年3月31日まで1,700万円)以上の調達額と見込まれる物品等の一般競争による調達案件については、入札公告(公示)の日から起算して入札書が受領される期間(応札期間)は、原則として40日以上とされています。さらに自主的措置として、特別の事情がない限りこの応札期間を50日以上としており、平成19年における平均応札期間は68.7日となっています。

なお、個別の調達案件に関しご不明な点がございましたら、入札前に実施している資料提供招請及び仕様書案への意見招請をご活用いただけるほか、応札期間内においても、仕様書に掲載する調達担当者までお気軽にお問い合わせ下さい。

●技術仕様に関して、特定のメーカーにしかない機能が含まれているなど、特定メーカーに優位な仕様となることがありました。

(政府回答)

調達機関は、政府調達協定により、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすような技術仕様を作成してはならないとされています。また、我が国として調達分野ごとに定めているアクション・プログラムでも、公平な方法で仕様を作成することなどが決められています。

仕様書の内容がこれらの規定に違反していると供給者が判断する場合には、苦情を申し立てることができます。

なお、供給者が、政府調達協定等の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが推奨されています。

その他、苦情を申し立てるための条件や手続等、政府調達苦情処理についてご不明な点がご

ございましたら、内閣府政府調達苦情処理対策室(TEL03-3581-9044)までお気軽にお問い合わせ下さい。

●一般競争入札においては過当競争になりつつあるため、最低落札価格の設定を検討していただきたい。

(政府回答)

「政府調達に関する協定」に抵触することや予算の効率的執行を要請している会計法の基本原則との関係等から、一定金額以下の入札を一律に排除する最低制限価格制度を政府において導入することは困難と考えられます。

なお、不誠実不信用な業者の排除については、競争参加資格の適切な設定、低入札価格調査制度、総合評価方式等の活用により対応してまいります。

●情報システムの調達において、IT の分野では、発注規模が大きすぎる場合や、長年のノウハウの蓄積、特定の技術に基づくシステムの場合には事実上の独占が進んでしまう傾向があると思います。

(政府回答)

政府においては、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成 19 年3月1日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(以下、「調達指針」という。)を策定しました。

今後は、本指針に沿って、①大規模なプロジェクトを一括調達することなく、プロジェクトを適切な規模に分離して調達する分離調達、②業務情報を熟知している事業者でなければ入札できないことを防ぐため、提案依頼の際に不可欠な情報を網羅した調達仕様書の作成、③特定事業者による独自技術を用いず、国際規格・日本工業規格等のオープンな標準に基づく調達仕様書の記載等の取組を進め、サービス市場における自由で公正な競争を促し、真の競争環境の実現を図ってまいります。

●情報システムの調達について、あまりにも抽象化・中立化された仕様は、何が「必須」なのかあいまいであり、混乱を招く可能性もある。また、「国内規格」だけでなく、アメリカ・EU 等の規格も同時に認められるべきだと思います。

(政府回答)

調達仕様書の作成にあたっては、業務情報を熟知している事業者に有利となっている可能性がある点を改善するため、調達指針において、提案に不可欠な情報を網羅し、曖昧な要求要件を排除した調達仕様書等を作成することとしております。

また、特定事業者による独自技術への依存を避けるため、調達仕様書の記載にあたっては、特定の具体的な商標名等を用いず、日本工業規格等の国内規格だけでなく、国際規格等も含めたオープンな標準に基づく要求要件の記載を優先することとしています。

●情報システムの調達について、分離調達が推奨されているが、分離調達を行った場合、分離されたシステム間で不整合が発生して全体として機能しない事態や、ベンダ間調整に時間を要する等スケジュール遅延が発生することも想定されるため、分離調達の実施は、求められる品質・コスト・納期等のシステム特性に応じて判断されるべきではないでしょうか。

(政府回答)

情報システムの調達においては、一括調達により、大手事業者のみに参入機会を与えるとともに、特定事業者への依存を強め、その他の事業者の参入が阻害される可能性がある点を改善するため、設計・開発費用が5億円以上の大規模な情報システムについて、原則として、分離調達を行うこととしています。

但し、分離調達の選択により、分割リスクが強く懸念される場合、明らかに大幅なコスト増又は許容できないスケジュールの遅延が生ずる場合など、分離調達によらないほうが合理的な場合もあり得ることから、そのような場合には、情報システムの特性や設計・開発の内容に応じて、分離調達の実施の可否が判断されます。

●情報システムの調達において、仕様に基づいた提案書を提出し、それに則った価格で応札しているものの、プロジェクト開始後に提案内容と異なるプロジェクト・スコープで追加作業を要求するケースがある。プロジェクト開始後にスコープを変更する場合には、契約を交わしたものの同士として同等の立場で協議できる環境を整える必要があると思います。

(政府回答)

契約書に基づかない口頭指示等による不明確な仕様変更等が行われた場合、事業者との組織的な意思疎通が阻害され、また、納期や品質に関するリスク管理がなされないおそれがあるとともに、これらの不明確なやり取りが、潜在的な新規参入事業者の参入意欲を削ぐ可能性があります。

このため、情報システムの調達においては、事業者との意思疎通は、契約書の内容に基づいて行うこととし、それを前提とした的確かつ適正な契約を、落札者の決定後、速やかに締結するとともに、契約締結後の仕様変更については、予め契約書上にその手続を明記することとしています。